

密室審議会とNHK 論説委員

野中 公彦（みやざき・市民オンブズマン）

NHKは、甚大な被害をもたらした農水省らの口蹄疫対応について本質的な調査報道を回避している。公開されない審議会議事録とNHKの関係について考察した。

1. 情報公開請求

1-1 公文書開示請求

平成22年9月14日、農林水産省へ「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基き「食料・農業農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第10回～第15回までの議事録（宮崎県における口蹄疫発生に関する審議）」の開示請求を行った。

1-2 農林水産省による議事録の全面非公開

開示請求から一か月後に農林水産省より「行政文書開示通知決定書」が届いたが、開示請求した文書のうち以下に該当する部分を不開示とされた。

「下記の情報のうち個人情報、企業や団体に関する情報、国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、これらを公にすることにより、今後同様の委員会を行う際に支障が生じるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1、第2及び第6号に該当するので、不開示とした。

- （第10回牛豚等疾病小委員会議事録）
- ・2～31ページの議論内容（発言委員名は除く）
- （第11回牛豚頭疾病小委員会議事録）
- ・2～30ページの議論内容（発言委員名は除く）
- （第12回牛豚頭疾病小委員会議事録）
- ・1～9ページの議論内容（発言委員名は除く）
- （第13回牛豚頭疾病小委員会議事録）
- ・3～48ページの議論内容（発言委員名は除く）
- （第14回牛豚頭疾病小委員会議事録）
- ・3～48ページの議論内容（発言委員名は除く）
- （第15回牛豚頭疾病小委員会議事録）
- ・2～31ページの議論内容（発言委員名は除く）」

農林水産省による不開示部分の説明からは、何も読み取れないため先ず実際にコピー代等を支払い、議事録のコピーを入手してみると、審議部分が全面黒塗りの無意味な代物であった。一体、「個人情報」を除いただけで、どこをどうすれば全面黒塗りになるのか？担当課である農水省動物衛生課に電話で説明を求めた。井川真一担当官は、半分笑いながら「個人、企業、団体情報のオンパレードであるからだ」と主張。情報公開法に沿った措置で、動物衛生課の意思では無いとした。

2. 異議申立て

2-1 農林水産省へ異議申立て

平成22年12月17日付で農水省へ異議申立てを行い、議事録全面非公開が不正であることを具体的

に指摘した。以下は、異議申立の概要である。

「①食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規により、牛豚等疾病小委員会の所掌事務は、次の通り定めがある。一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。であるから行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1、第2及び第6号に該当するという理由で議論内容が全面非公開になることはあり得ず、異議申立てに係る処分が不正行為であることは自明である。

②そもそも国が行う原因究明については、平成22年4月20日の宮崎県における口蹄疫の発生を受け、農林水産省は、4月26日、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づいて、疫学及びウイルス学等の専門家で構成される「口蹄疫疫学調査チーム」を設置し、感染要因を分析するために検査結果や現地調査で得られたデータに基づき疫学調査を進めているとされている。平成22年11月24日付の農林水産省口蹄疫疫学調査チーム名による口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ一侵入経路と伝播経路を中心に一と題した文書においては、疫学調査の目的及びその調査方法が、国及び県における疫学調査の進め方、立入調査時の記入様式まで公開されている。また行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1のロ、第2にあるとおり人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されている。以上のとおり本件処分の理由である行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1、第2及び第6号に該当とする理由はない。

以上のように本件処分は不正であり、農林水産省・消費・安全局動物衛生課の隠蔽体質を明白にするもので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的第一条（この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすると

もに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。)を踏み躪る違法行為である。よって、本件処分を取り消しを求めるため、本意義申立てを行った。」

2-2 農水省が審査会に諮問

異議申立てから4ヵ月経過した平成23年4月15日付で、農水省は、異議申立てに対し「全面非公開処分」決定は、変更しないとして「情報公開審査会」に諮問すると通知してきた。決定を変更しなければ、迅速に審査会に諮問すべきことは言うまでもないが、4ヵ月もかけている。

2-3 審査会から農水省の弁明書の写しが届く

情報公開審査会より「農水省が審査会に諮問する際に審査会宛に原処分を維持する理由を説明した文書」言わば「弁明書」のコピーが当方に送付され、意見があれば提出できる旨通知された。ところが、その文書で農水省は、当初の非開示理由に全く無い理由を持ち出してきた。以下「弁明書」より抜粋

以下の理由から、処分庁が判断した原処分は妥当である。

① 情報公開法第5条第1号及び第2号(個人、法人等に関する情報)平成22年11月24日付で公表された「口蹄疫の疫学調査に係る中間とりまとめ」においては、異議申立書に記載されているとおり調査方法は公開しているものの、氏名、法人名等の情報は、一切記載されていない。他方で、本小委員会においては、具体的な個々の氏名、法人名に言及した議論が行われており、これらは、情報公開法第5条第1号及び第2号において原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別できる情報」に該当する。

② 情報公開法第5条第6号(事務または事業に関する情報) 本小委員会は、牛豚等の疾病が専門的、技術的な助言をすること等を所掌事務としているが、当該助言等は、国・県が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、

ア 個人の財産である家畜に対し殺処分を強制したり、イ 発生農場以外の周辺の感染していない農場の家畜の移動制限を行ったりする

など他に類例のない程の強制的な権限を個々の生産者に行使するための前提として行われるものであり、その責任・重要性は極めて重いものがある。

このように、仮に、今後の政策の在り方等について一般的な議論を行う他の審議会等と性質を異にしている本小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高い。

このため、本小委員会の議事録は、情報公開法第5条第6号において、不開示となる「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

なお、本小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨としてとりまとめ、速やかに公表しているところである。

2-4 審査会に意見書を提出

審査会に対し農水省の弁明に対し反論した意見

書を提出した。

「①については、本件異議申立書4異議申し立ての趣旨のなかで(個人情報、企業や団体に関する情報のうち個人名、企業名及び住所は除く)と明記している。さらに本件異議申立書②では「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1のロ、第2にあるとおり人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されている」と記述した。仮に「本小委員会においては、具体的な個々の氏名、法人名に言及した議論が行われており、これらは、情報公開法第5条第1号及び第2号において原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別できる情報」に該当する。」との主張が正しいのであれば、口蹄疫疫学調査チーム、口蹄疫対策検証委員会の報告書は、違法であることになる。

本来家畜伝染病は、公示が義務付けられている。以下家畜伝染病予防法施行規則の抜粋

(患畜等の発生の公示)

第二十四条 法第十三条第四項又は第五項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

- 一 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
- 二 発生の場所又は区域
- 三 発生年月日
- 四 その他参考となるべき事項

上記の通り弁明書の①は根拠が無い。②について「ア 個人の財産である家畜に対し殺処分を強制したり、イ 発生農場以外の周辺の感染していない農場の家畜の移動制限を行ったりするなど他に類例のない程の強制的な権限を個々の生産者に行使するための前提として行われるものであり、その責任・重要性は極めて重いものがある。」とするのであれば、本小委員会の議論は、尚更透明性が担保されなければならない。

「委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高い」という主張は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的と矛盾した詭弁である。

また、諮問庁が不開示とした理由に於いて上記の説明は、なされていない。

「本小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨としてとりまとめ、速やかに公表しているところである。」との説明であるが、第10回～15回の議事要旨は、公表されておらず、公表しているのは概要と称したものである。食料・

農業・農村政策審議会家畜衛生部会、各小委員会等の記録は、議事録、議事要旨、議事概要、概要、このように異なった形となっている。議事要旨及び議事概要は、委員の議論内容が判るものであり、概要は結論しか判らない。」

3. 再開示

3-1 審査会の答申

当方の意見書を平成23年5月27日審査会が収受してから翌年の3月21日付で審査会が農水省に答申を行った。答申の概要としては、異議申立ての内容を一部認めただけの、農水省の「議事録が公開されると論難されるおそれ」という情報公開法の目的と真逆の理屈を追認した形となった。

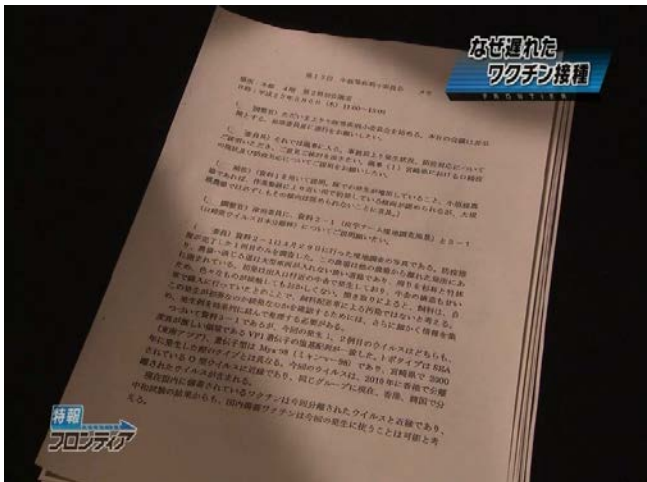
3-2 再開示

前述のとおり異議申立てを行った結果、平成24年5月21日付の、以前の不開示部分から新たな部分を開示するとして行政文書開示通知決定書が届いた。またもやコピー代等を支払い、肝心な部分が黒塗りの議事録のコピーを入手したが、当初の開示請求から一年半経過している。しかしながら、情報公開審査会の答申により農水省が開示せざるを得なくなった部分からは、重要な手掛かりも得ることが出来た。現在は、全面開示させるために東京地裁に提訴している状況である。

4. NHKの問題

4-1 NHKは議事録を入手していた

平成23年4月22日に放送されたNHK特報フロンティアでは、筆者が開示請求していた前述の牛豚等疾病小委員会の議事録のうち、第12回の議事録が写しだされていることがわかった。以下は、番組映像の画像であるが、克明に読み取れる。



下は、NHK 番組映像から文字に起こしたものでタイトル部分に〇〇メモとあるが、「議事」を隠蔽している。公文書の変造である。

第12回 牛豚等疾病小委員会 〇〇メモ

場所：本館 4階 第2特別会議室
日時：平成22年5月6日(木) 11:00~13:00

(〇〇調整官) ただいまより牛豚等疾病小委員会を始める。本日の会議は非公開とする。田原委員長に進行をお願いしたい。

(〇〇委員長) それでは議事に入る。事務局より発生状況、防疫対策についてご説明いただき、ご意見ご検討を頂きたい。議事(1) 宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対策についてご説明をお願いしたい。

(〇〇補佐) (資料1を用いて説明。豚での発生が増加していること、小規模農場であれば、作業動線により近い房で初発している傾向が認められるが、大規模農場では必ずしもその傾向は認められないことに言及。)

(〇〇調整官) 津田委員に、資料2-1(疫学チーム現地調査風景)と3-1(口蹄疫ウイルス日本分離株)についてご説明願いたい。

(〇〇委員) 資料2-1は4月29日に行った現地調査の写真である。防疫措置が完了した1例のみを調査した。この農場は他の農場から離れた場所にあり、農場に通じる道は大型車両が入れない狭い道路であり、周りを杉林と竹林に囲まれている。初発は出入口付近の牛舎で発生しており、牛舎の構造も甘い。そのため、色々なものが接触してもおかしくない。聞き取りによると、飼料は、自車で購入に行っていたとのこと、飼料配達車による汚染ではないと考える。この発生が初発なのか続発なのかを確認するためには、さらに細かく情報を集め、発症例を時系列に結んで整理する必要がある。

つづいて資料3-1であるが、今回の発生は1,2例目のウイルスはどちらも、変異が激しい領域であるVP1遺伝子の塩基配列が一致した。トポタイプはSEA(東南アジア)、遺伝子型はMya-98(ミヤマー-98)であり、宮崎県で2000年に発生した際のタイプとは異なる。今回のウイルスは、2010年に香港で分離されているO型ウイルスに近縁であり、同じグループに現在、香港、韓国で分離されたウイルスが含まれる。

現在国内に備蓄されているワクチンは今回分離されたウイルスと近縁であり、中和試験の結果からも、国内備蓄ワクチンは今回の発生に使うことは可能と考える。

尚、開示請求した当初より議事録の第10回～第15回のうち第12回だけが「議事メモ」となっていたが、その理由として会議が連休明けで速記業者を手配出来なかった為、農水省職員のメモから作成したからだ、訴訟の過程で主張している。

下は、異議申立の後一部が開示された議事録

第12回 牛豚等疾病小委員会 議事メモ

場所：本館 4階 第2特別会議室
日時：平成22年5月6日(木) 11:00~13:00

(伏見調整官) ただいまより牛豚等疾病小委員会を始める。本日の会議は非公開とする。田原委員長に進行をお願いしたい。

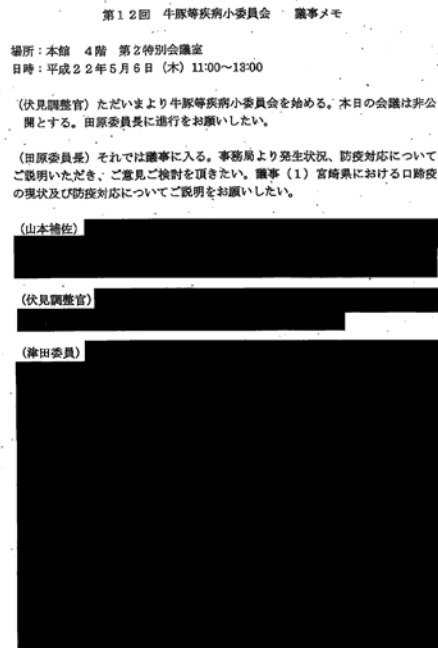
(田原委員長) それでは議事に入る。事務局より発生状況、防疫対策についてご説明いただき、ご意見ご検討を頂きたい。議事(1) 宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対策についてご説明をお願いしたい。

(山本補佐) (資料1を用いて説明。豚での発生が増加していること、小規模農場であれば、作業動線により近い房で初発している傾向が認められるが、大規模農場では必ずしもその傾向は認められないことに言及。)

(伏見調整官) [Redacted]

(津田委員) [Redacted]

下は、開示請求を行い「開示」された議事録



4-2 NHKはどこから議事録を入手したのか

番組は、議事録について次のように紹介している。「農水省は口蹄疫の対策を考える会議を開きました。・・・集められたのは家畜の伝染病やウイルスに詳しい専門家たち。その時の発言を記録したメモを、私たちは入手しました。」(文字化した番組のナレーションより抜粋)

合瀬宏毅 NHK 解説員は、現在は、上記の会議である牛豚等疾病小委員会を招集する立場にある。この小委員会は、「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会」に設置され、同部会が会議を招集する。そもそも同 NHK 解説員は、平成 21 年 7 月から食料・農業・農村政策審議会の委員であった。平成 22 年に被害をもたらした農水省の口蹄疫対応について第三者で検証するとして「検証委員会」の委員を経て、平成 23 年 5 月 25 日から家畜衛生部会の委員として実際に家畜伝染病予防法の改正、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の改定等、家畜疾病の重要な法令を「改正」とする答申を行い、実際に法改正がなされている。このような状況から NHK がどこから議事録を入手したのか推して知るべしではないか。

4-3 形骸化し議事規則も無視の「審議会」

そもそも審議会の会議は公開し議事録は、公表するとされている。「食料・農業・農村政策審議会議事規則」等。審議会等の整理合理化に関する基本的

計画(平成11年4月27日閣議決定)等。会議及び議事録は、審議会の会長が理由があれば非公開とすることができるとなっているが、完全に形骸化している。牛豚等疾病小委員会第10回~第15回までの宮崎県における口蹄疫発生に関する審議については、筆者が当時の審議会議長、小委員長に聞いたところ、審議会議長は、関与しておらず部会長に委ねられているとしたが、当時の家畜衛生部会長は、一度も部会を招集した記録が無い。小委員会は、部会長が招集することになっているから、実態は、「名義貸し」に等しい。当時の小委員長は、4年間の任期中に牛豚等疾病小委員会は、一度も公開されたことが無く、会議の非公開について小委員長に諮られたこともない。小委員長が事務方より会議の非公開理由の説明を受けたこともないという。

このように審議会は、密室談合の場と言ってよい。

4-4 密室審議会の当事者のNHK解説員

尚、合瀬宏毅 NHK 解説員が家畜衛生部会の委員に就任してからの小委員会の議事録を開示請求したが、議事部分は全て黒塗りであった。氏は、非公開にしている当事者であることになる。現在筆者が提訴している小委員会第10回~第15回までの議事録についても当時からの食料・農業・農村政策審議会委員として当事者ではないのか。

4-5 「知りたい」にこたえる?

審議会の議事録は、公開するために作成している国民の公文書である。それを非公開としている審議会委員のNHK解説員がおり、NHKは、番組で審議会の議事録を「その時の発言を記録したメモ」と解説。国民は、本来公開されていなければならない議事録を、わざわざ開示請求の手続きをしたうえ、異議申立て、再開示の手続きで一年半かかり、さらに提訴せざるを得なくなり今だに殆どの審議部分を読むことが出来ない。NHKは「公共放送NHKだからこそ、こたえられる「知りたい」が、あります。」と謳っているが、実態は、全く逆ではないのか。

5. 参考資料 URL

- 1) 牛豚と鬼(宮崎口蹄疫の防疫対策を検証し、新しい防疫方針と体制を提案する「口蹄疫対策民間ネット」)
<http://sato-usi.blog.ocn.ne.jp/blog/>
- 2) 口蹄疫情報公開請求(みやざき・市民オンブズマン)
<http://www.miyazaki-ombuds2.org/kouteieiki.php>